

各種手当制度のお知らせ

児童手当 ～お早めに手続きを～

☆児童手当制度の目的

児童手当制度とは、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

☆児童手当のしくみ

◎支給対象

児童手当等は、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当等は支給されません。

◎支給額

3歳未満	一律 10,000円(月額)
3歳以上	第1子及び第2子 5,000円(月額)、 第3子以降 10,000円(月額)

◎支払時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれ前4ヶ月分が支払われます。

☆児童手当を受給するためには

児童手当等を受給するためには、認定請求書を、役場町民課保健福祉グループ又は問寒別出張所(公務員の方は勤務先)に提出する必要があります。原則として、請求のあった日の属する月の翌月から手当が支給されます。

～請求の際にお持ちいただくもの～

①健康保険被保険者証(幌延町国民健康保険被保

障者以外の方)

②平成19年分児童手当用所得証明書(平成20年1月1日現在幌延町に住所を有していない方)

※平成20年1月1日現在幌延町に住所を有する方は「同意書」により所得情報を確認させて頂きます。

③児童の属する世帯全員の住民票(幌延町に住所を有さない児童を監護し生計を維持する方)

④印鑑

⑤手当振込先の預金通帳など

昨年度、却下された方や、所得が多いため請求されなかった方についても、今年度の所得基準により支給される場合がありますので、お早めに請求してください。

☆続けて手当を受給するためには

児童手当等を受給されている方は、毎年6月末までに現況届を提出しなければ6月分以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

☆支給対象児童が増えたとき

現に児童手当等を受給されている方で、新たに支給対象児童が増えた場合(出生等)は、額改定認定請求書を提出しなければ増額されません。手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ご不明な点等は、役場町民課保健福祉グループ

(5-1111 内線158)までご連絡願います。

「特別慰労品」の請求期限が迫っています!!

～恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ～

平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、『特別慰労品』を贈呈しています(ご遺族の方は対象とはなりません。)。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書は役場町民課保健福祉グループに備え付けてありますので、未請求の方は、ご自分で資格要件などをご確認のうえ早急に請求してください。請求期限は平成21年3月31日までです。

請求に関する「お問合せ」や「ご相談」は無料です。

お問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金
(無料電話)0120-234-933(月～金、9:15～17:15、土日祝日休)
ホームページ <http://www.heiwa.go.jp>